

千葉市要介護認定業務委託に関する質問への回答書

項番	質問箇所	質問事項	回答
1	募集要項 P 3 (4) 企画提案書の提出について	企画提案書のフォント・用紙サイズや枚数のご指定はございますか。	特段ございません。
2	募集要項 P 4 (5) プレゼンテーションについて ウ 内容 (ウ)	パソコンとプロジェクターを使用する場合、企画提案書のみを投影できるということよろしいでしょうか。 企画提案書を要約したスライド等は可能でしょうか。 また、パソコンとプロジェクターを使用しないということも可能でしょうか。	企画提案書のみ投影可能で、要約したスライド等は使用できません。また、パソコンとプロジェクターは必ずしも使用する必要はありません。
3	仕様書 P 2 第2章 2 履行場所	業務従事スペース以外に休憩室等の使用は可能でしょうか。	休憩室の使用はできません。従事スペースの他に使用可能なスペースは、市民や来庁者が利用可能なスペースに限られます。なお、施設の利用にあたっての詳細については、受託者決定後に協議の上、決定します。
4	仕様書 P 3 第2章 6 業務時間等 (1) 認定業務	業務準備期間中の認定業務の時間も午前8時30分から午後5時45分という認識でお間違いないでしょうか。 また、認定業務履行期間開始後、昼休み時間や対応人数の指定はございますでしょうか。	ここに記載する業務時間は、運営開始後の業務時間であり、準備期間中は特段指定しておりません。 運営開始後の休憩時間等についても特段指定しておりませんが、円滑に運営できる体制となるようご対応ください。
5	仕様書 P 8 第3章 6 運営業務 (1) 認定業務 ア委託業務 調査票作成依頼（居宅介護支援事業所等委託）	調査対象者は、千葉市内全区分がまとめて連携されるでしょうか。 また、調査票作成依頼の件数（見込）について、市内6区の内訳を令和7年度、令和8年度、令和9年度それぞれご教示ください。	調査対象者の連携方法は、特段指定しておりません。本市及び受託者双方の手間が最小化されるよう、受託者決定後に協議の上、決定します。 また、区毎の内訳は定めておりません。

千葉市要介護認定業務委託に関する質問への回答書

項番	質問箇所	質問事項	回答
6	仕様書 P 8 第3章 6 運営業務 (1) 認定業務 ア委託業務 調査票作成依頼（居宅介護 支援事業所等委託）	調査可能な居宅介護支援事業所を選定したあと、調査票作成依頼書の送付等の作業は発生しますでしょうか。	調査票の作成依頼書等の送付は、各区保健福祉センター高齢障害支援課介護保険室が実施します。
7	仕様書 P 8 第3章 6 運営業務 (1) 認定業務 ア委託業務 調査票不備内容確認	調査委託分の調査票は各区役所に提出されるのでしょうか。本業務の履行場所への提出でしょうか。 履行場所への提出の場合、調査票受領（郵便開封含む）からシステム登録まで委託業務範囲に含まれるとの認識でしょうか。	調査票は、認定業務履行場所（花見川区役所）にて提出を受ける予定です。業務範囲は、調査票の受領、記載内容の確認、調査員への問合せ、不備内容の補正、調査票の返送等を想定しています。
8	仕様書 P 8 第3章 6 運営業務 (1) 認定業務 ア委託業務 調査票不備内容確認	調査票に記入漏れがあった場合の対応について ①調査委託分は居宅介護支援事業所への問合せも含まれるという認識でお間違いないでしょうか。 ②記入漏れに対する対応方法をご教示ください。（例：基本は補記対応だが記入漏れが多い場合は再提出する、等）	①ご認識のとおりです。 ②ご認識のとおり、基本は補記による対応ですが、必要に応じて再提出を求めることも想定されます。
9	仕様書 P 8 第3章 6 運営業務 (1) 認定業務 ア委託業務 調査票不備内容確認	調査員への問合せについて、「調査員に適宜問い合わせし、必要な修正を行う。」との事ですが、直営調査員、調査委託分の修正方法についてそれぞれご教示ください。	直営調査員分：本市が活用する「介護保険要支援・要介護認定訪問調査用システム」にて電子上で補正又は再提出を求めます。 調査委託分：紙面上で補正又は再提出を求めます。
10	仕様書 P 9 第3章 6 運営業務 (2) 調査業務 ア業務内容	調査票の提出期限について、依頼書到着日から概ね何日後を想定しておりますでしょうか。	受託者決定後に協議の上、決定します。

千葉市要介護認定業務委託に関する質問への回答書

項番	質問箇所	質問事項	回答
11	仕様書 P 1 1 第 3 章 8 納入成果物	電子データで提出する場合の指定するファイル形式についてご教示ください。	基本はPDF形式を想定していますが、加工可能な形式の方が活用しやすいと本市が判断した場合は、Microsoft WordやExcel等による提出を求めます。
12	仕様書 P 1 5 第 4 章 その他 9 留意事項 (3)	「受託者が本市庁舎内で作業や会議、打合せを行う場合には、可能な限り本市がこれを準備する」との事ですが、業務準備期間も含めてご準備いただけるということでしょうか。その場合、場所は花見川区役所内でしょうか。	準備期間も含め、可能な限り本市が準備します。なお、打合せ場所は、主に市役所本庁舎（千葉市中央区千葉港 1－1）又は花見川区役所が想定されます。